

志木市立志木第三小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめの防止等の対策に関する基本理念

《いじめ防止対策推進法より》

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

○以上を受けての本校の方針

- ・平成25年10月の国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（暫定版）のPart5：の①策定前の準備から④「学校基本方針」までと「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年7月改定）及び「志木市いじめの防止基本方針」（平成30年3月改定）を参考にする。
- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全ての教職員と児童、保護者及び地域が一体となって、いじめ防止への取組を組織的、継続的に行う。本基本方針は、そのよりどころとして策定する。

2 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という）

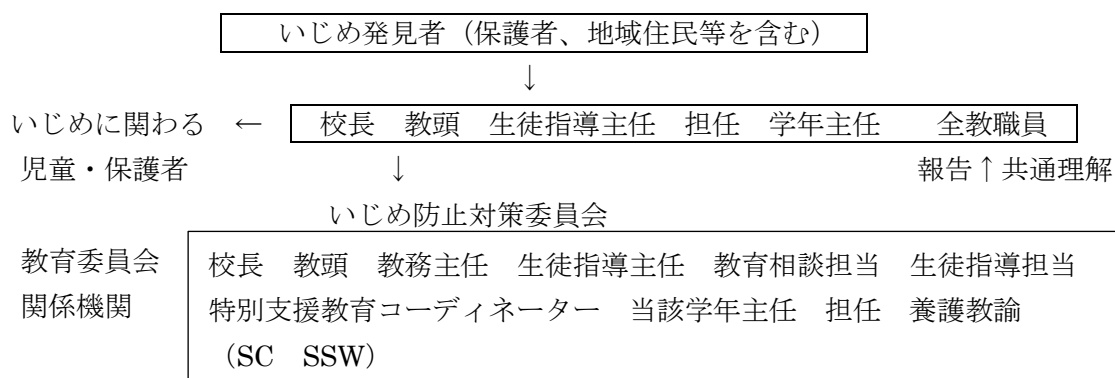
(1) 構成員

校長 教頭 教務主任 教育相談主任 生徒指導主任 特別支援教育コーディネーター
 当該学年主任 担任 生徒指導担当 養護教諭
 （スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー）※必要に応じて

(2) 組織の役割

- ・ いじめの早期発見、早期解決
- ・ いじめの事案の調査と指導計画の立案、実施
- ・ 全教職員への共通理解
- ・ 被害児童及び保護者への支援
- ・ 加害児童及び保護者への指導・助言
- ・ 教職員研修の企画、立案、実施
- ・ 相談窓口
- ・ 児童、保護者に向けたいじめ防止啓発活動
- ・ アンケートの実施、結果の検証

(3) いじめに対する措置



3 いじめ防止に向けた年間計画

月	活動内容（生徒指導部会・教育相談部会は毎月開催）
4月	児童理解研修①・教職員研修（学校基本方針の共通理解）・定例対策委員会
5月	児童理解研修②・生徒指導講話・定例対策委員会
6月	人権教育・個人面談・定例対策委員会
7月	個人面談・いじめ防止予防授業・定例対策委員会
8月	生徒指導・教育相談研修・定例対策委員会
9月	道徳（いじめに関する授業）・定例対策委員会
10月	学校公開・たてわり活動・定例対策委員会
11月	埼玉県いじめ撲滅月間・教育相談日・定例対策委員会
12月	希望面談・定例対策委員会
1月	人権教育・情報モラル講演会・定例対策委員会
2月	生徒指導講話・薬物乱用防止教室・定例対策委員会
3月	児童理解研修③・定例対策委員会（評価）
その他	生活アンケートは毎月実施

4 いじめ防止及び早期発見のための取組

- ①教職員研修（学校基本方針の共通理解）
- ②児童理解研修会
- ③学校生活アンケート（毎月）
- ④個人面談
- ⑤教育相談研修・生徒指導研修
- ⑥道徳授業（いじめに特化）
- ⑦志木三小いじめ防止基本方針のPDCA（点検・見直し）の実施

5 具体的な取組

（1）未然防止のための具体的な取組

- ・児童会による啓発活動
- ・豊かな心を育む道徳教育の推進
- ・尊重し合う意識を高める人権教育の推進
- ・学ぶ喜びを味わう学習指導の実践
- ・ネットいじめ防止のための講演会等の実施
- ・非行防止教室の実施

（2）早期発見のための具体的な取組

- ・定期的なアンケート
- ・個人面談
- ・教育相談週間
- ・保護者、地域との連携、協力
- ・養護教諭、SC、SSW と連携した相談活動
- ・学童保育との連携、協力

（3）いじめに対する対処

- ・把握した情報に基づく対応方針の策定
- ・速やかな対応策の検討及び実行
- ・いじめ対策委員会を核とした役割分担
- ・被害児童の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- ・加害児童に対する組織的継続的な観察、指導
- ・関係機関との連携
- ・いじめ重大事態への対応

（4）指導力を高めるための研修

- ・児童理解研修の充実
- ・いじめ防止及び対応に関するケース会議や事例研修
- ・スクールカウンセラー、相談員との意見交換

（5）保護者・地域との連携

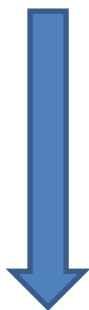
- ・PTA、地域と連携し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

（6）再発防止に向けて

- ・継続的な見守りや観察、指導
- ・周囲の児童も含めた再発防止・未然防止
- ・保護者への定期的な情報提供
- ・情報の保管と引継ぎ

6 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。



- 重大事態対策委員会を設ける。
- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会との協議の上、校内に調査組織を設置する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施し、再発防止に努める。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係を適切に提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

学校外のいじめ相談窓口

(ア) 24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310
(イ) 教育サポートセンター	048-471-2211
(ウ) よい子の電話教育相談 (子ども用)	#7300 又は 0120-86-3192
〃 (保護者用)	048-556-0874
(エ) 朝霞警察署生活安全課	048-465-0110

平成26年 4月策定
平成31年 3月改定
令和3年 5月改定
令和5年 8月改定